田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

大阪広域水道企業団 企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第16号

田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

第1条 田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行 規程(平成31年大阪広域水道企業団管理規程第14号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(給水装置工事の申込み)

第 5 条 (略)

2 条例第10条第2項の規定により、企業 長が必要と認めるときは、前項の申込みの際、利害関係人の同意書、工事申込者 の誓約書、建築確認の通知書の写し又は 建築確認済証明書の提出を求めることが できる。

3 (略)

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理 及び自主検査)

第29条 (略)

(1) (略)

ア 水槽の掃除を毎年1回以上、定期

改正前

(給水装置工事の申込み)

第 5 条 (略)

- 2 条例第10条第2項の規定により、<u>工事</u> 申込者は、次の各号のいずれかに該当す るときは、前項の申込みの際、<u>当該各号</u> に定める書類を提出するものとする。
 - (1) 他人の給水装置から分岐して給水 装置を設置するとき 所有者の同意書
 - (2) 他人の所有地を通過して給水装置 を設置するとき 土地所有者の同意書
 - (3) その他特別の理由があるとき 利 害関係人の同意書又は工事申込者の誓 約書
- 3 前項に規定するもののほか、企業長が 必要と認めるときは、建築確認の通知書 の写し又は建築確認済証明書の提出を求 めることができる。

4 (略)

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理 及び自主検査)

第29条 (略)

(1) (略)

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1

に行うこと。

イ~エ (略)

(2) 前号の管理に関し、<u>毎年</u>1回<u>以上</u>、定期に給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

回、定期に行うこと。

イ~エ (略)

(2) 前号の管理に関し、<u>1年以内ごと</u> <u>に</u>1回、定期に給水栓における水の 色、濁り、臭い及び味に関する検査並 びに残留塩素の有無に関する水質の検 査を行うこと。

第2条 田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行 規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(料金及び使用料)	_(料金及び使用料の計算方法)_
第17条 条例 <u>第26条第3項各号列記以外の</u> 部分の料金及び使用料 <u>の計算において、</u> 金額に10円未満の端数が生じたときは、 その端数を <u>切り捨てるもの</u> とする。	第17条 条例 <u>第26条第1項</u> の料金及び <u>同条</u> <u>第2項の</u> 使用料 <u>は、条例別表第1第9項</u> <u>に定めるところにより算定した額と条例</u> <u>別表第2第4項に掲げる額を合算した額</u> <u>に100分の110を乗じて得た額(その額に</u> 10円未満の端数が <u>ある</u> ときは、その端数 を <u>切り捨てた額)</u> とする。
2 条例 <u>第26条第5項</u> に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。 (略) 3 (略)	2 条例 <u>第26条第4項</u> に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。 (略) (略)

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年10月1日から施行する。